

# デンマークの社会住宅地区における 協働型ガバナンス

福 森 憲一郎

(目次)

- 1 ゲッターをめぐる複雑な問題
- 2 協働の場としての社会住宅地区
  - 2-1 協働型ガバナンスの制度設計
  - 2-2 デンマークの非営利住宅
- 3 社会住宅地区のゲッター化
  - 3-1 政府によるゲッター・リストの発表
  - 3-2 コペンハーゲン市ミヨルナーパーケン地区
- 4 政府は協働を後押しするのか

## 1 ゲッターをめぐる複雑な問題

デンマークにおいて、移民や移民2世・3世の割合は毎年増加しており、1980年の時点では全人口の3%が移民であったのに対し、2025年には16.3%を占めるようになってきている。特に、非西欧諸国 (ikke-vestlige lande/ non-western countries) からの移民に関しては<sup>1</sup>、主にアラビア系・イスラム系移民の増加と

---

1 デンマーク統計局によると、「非西欧諸国」に該当する国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ベラルーシ、ユーゴスラヴィア、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ロシア、セルビア、旧ソ連構成諸国、トルコ、ウクライナ、

ともに<sup>2</sup>、1980年の1.0%から2025年の10.4%へと比重が増している。

デンマーク国内では一部の地域に移民や難民が集中し、特に、非営利団体が提供する「社会住宅」地区においては<sup>3</sup>、公的扶助を受ける移民の集住が見られるようになった。近年、社会住宅地区に対しては、所得格差の拡大や治安悪化、周辺地域との断絶が指摘されており、各自治体は対応を迫られている。

政府は2010年10月に特定の基準を満たした社会住宅地区を「ゲットー (ghetto)」と定義し、該当する地区をゲットー・リストとして公表した。ゲットーとなる基準には失業率や犯罪率の他に、非西欧諸国からの移民の居住率が挙げられている<sup>4</sup>。同リストは毎年公表されており、2018年3月には「2030年までにゲットーをなくすこと」を目標とするゲットープランも発表された。ゲットープランによると、過去4年間にわたりゲットーに指定された地域に対しては、社会住宅の割合を40%にまで減らすための開発計画の作成が義務付けられた。計画が策定されなかった場合、政府は対象の住宅を接收し、民営化もしくは取り壊しを行う。

デンマークの社会住宅の運営に関しては、居住者自身が住宅の管理や運営に強い影響力をもつ伝統が存在しており、アクター間における協働が特徴とされてきた。社会住宅地区は協働型ガバナンスを実践する場の一つであり、協働の過程と結果に影響を与える要因として民主的な制度設計に注目が集まってきた。特に近年では、政府による制度改革も試みられている。デンマークでは2007年の市町村合併改革を契機に、多くの自治体において、地域住民とのコミュニケーションを目的とした特別委員会を一つもしくは複数設置している。地方政治家や特に首長に対しては、ステークホルダーとの相互的な関係構築が求めら

---

アフリカ諸国、中南米諸国、アジア諸国、(オーストラリアとニュージーランドを除く) オセアニア諸国を指す。

2 具体的には、MENAP 諸国と呼ばれる中東、北アフリカ、アフガニスタン、パキスタンなどの国々からの移民を指す (鈴木 2024)。

3 本稿における「社会住宅」は、非営利住宅協会が所有する非営利住宅を指す。

4 「ゲットー」は一般的にユダヤ人居住区を意味するが、デンマークでは居住環境の改善を求める地域を意味する。

れている。

協働型ガバナンスの制度設計に関する先行研究では、複数の事例の比較分析が行われており、例えば、ゲントフテ（Gentofte）市のモデルのような成功事例が他の地域においても実現可能であるか否かが検証されてきた（Sørensen and Torfing 2018; 2019; Sørensen, Bryson and Crosby 2021）。社会住宅地区を対象とした分析においては、各自治体における制度設計がアクター間の協働関係に与える影響に注目が集まってきた（Kristjansen 2020）。移民や難民をめぐる問題への取り組みは、協働型ガバナンスが機能しているかどうかに関わる論点の一つである。

ゲッターに指定された社会住宅地区の中で、非西欧系の住民による居住率が最も高い地区は、コペンハーゲン市のミヨルナーパーケン（Mjølnerparken）である。ミヨルナーパーケン地区では、住民の80%以上が非西欧系の移民・難民を占めており、犯罪率の高さも指摘されてきた。コペンハーゲン市は2015年から開発計画に着手しており、2018年に政府がゲッタープランを発表すると、市は住民に対して立ち退きを求め、再開発に取り組んできた。住民数が減少したことにより、この地区は2023年のゲッター・リストから外れることになったものの、開発計画が実施される過程では住民から立ち退きに対する反対の声も上がった。

コペンハーゲン市は政府主導の計画に基づいたゲッター対策に取り組んでおり、具体的な開発計画は非営利住宅協会によって実施されている。社会住宅地区が抱える問題解決のために中央から介入が行われた結果、アクター間の協働関係に変化は見られたのであろうか。本稿の目的は、コペンハーゲン市と非営利住宅協会の動きに着目することにより、移民・難民をめぐる社会住宅地区のガバナンスにおいて、政府による決定が各アクターの行動にいかなる影響を与えているのかを明らかにすることである。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、協働型ガバナンス論を参照しながら、デンマークにおける住宅政策に関していかなる協働の場が構築されてきたのかを示すとともに、政府の影響に着目する意義を明らかにする。第三節で

は、社会住宅地区の「ゲッター化」に対する政府の対応を示し、その結果、住宅をめぐる協働型ガバナンスにどのような動きが見られたのかを明らかにする。最後に本稿のまとめと課題を示す。

## 2 協働の場としての社会住宅地区

### 2-1 協働型ガバナンスの制度設計

協働型ガバナンスは、新たなアイデアの創出、共同学習の促進、複雑な問題(wicked problem)に対する解決策として注目されている(Kristjansen 2020)。協働型ガバナンス論は、政策過程への市民の参加がもたらす潜在的な利益を強調しており、複雑な問題を解決するための協働の重要性を指摘している。例えば、Sørensen and Torfing (2018)は、地方自治体におけるインプットや正統性の欠如に対する解決策として、協働型ガバナンスの有効性を指摘している。協働型ガバナンスの焦点は、問題解決と価値創造のために、潜在的な境界を越えてステークホルダーを政策過程に参加させることにある(Emerson and Nabatchi 2015)。ステークホルダーが政策過程へと参加し、決定作成に影響を与える能力を実感することによって、目的とするアウトカムを生み出す。

協働型ガバナンス論は、複雑な問題に対する革新的な解決策の必要性を指摘するとともに、協働的なガバナンス形態がイノベーションを促進する仕組みを分析してきた。協働型ガバナンスが求められる中で、政治家は革新的かつ民主的なアリーナを設計する必要がある。特に地方政治家は、社会的な問題や課題を定義しながら、新たな解決策を生み出し、支持を動員することで、市民との協働に取り組むこととなる。協働型ガバナンスに関する先行研究の論点の一つは、政治家と住民を結びつけることによって、市民の参加を促進し、民主的な決定作成の質を向上するための制度をいかに構築するかである。

デンマークにおいて2007年に実施された地方制度改革は、それまでの社会サービスの提供体制に根本的な変化をもたらした(加藤 2016)。例えば、小池・西(2007)は、この制度改革がガバメントとガバナンスを連結するコ・ガ

バナンス (co-governance) を意識したものであり、住民と自治体とのつながりを改めて重要視したものであったことを指摘している。また、Damgaard and Torfing (2010) は、デンマークの雇用政策におけるガバナンスの変化を分析することにより、地域雇用協議会の活動に多様なアクターが参加した結果、より民主的な学習過程を形成する地域的なネットワークが構築されたことを明らかにしている。

ただし、ステークホルダーで構成される協働関係は自然に生まれるものではない。なぜなら、関係する全てのアクターが合意できる革新的な解決策を生み出すことは容易ではないからである。特別委員会がよりオープンになると議論が十分に行われぬ可能性があり、参加者の数が増えるほどアクター間において対立が生じる恐れもある (Smith 2009)。協働のための場を構築する際には、慎重な計画と制度設計が必要であり、具体的には、テーマの選択、参加者の構成、会議の頻度、グループの権限の範囲を検討することが求められる。

デンマークでは中央よりも地方において様々な制度設計の実験が試みられてきた (Smith 2009)。例えば、ゲントフテでは、住民とのコミュニケーション強化を図る制度改革が行われた。ゲントフテは地理的規模が比較的小さく、地域住民の教育水準と所得水準が平均以上であるだけでなく、市長が議会のすべての決定をコントロールできる安定した政治的多数派も存在している。特別委員会の設置によって住民の参加を実現する一方で、市長にとっては協働のための取り組みが自身の権力と評価の向上につながっている。

Sørensen and Torfing (2019) は、デンマークの肯定的な経験 (ゲントフテモデル) が他の地域に転用できるかどうかを検証している。ゲントフテモデルがパフォーマンスを損うことなく、別の文脈に適用できるかどうかを検証するために、デンマークとは異なる前提条件 (政治的不安定性、経済的制約、政治と行政の間の不信感の高まり) をもつノルウェーのスベルヴィク (Svelvik) 市との比較分析に取り組んだ。分析結果としては、ゲントフテモデルが相対的な頑健性 (robustness) をもっており、ノルウェーのケースでは有益であることが指摘されている。

協働型ガバナンスの制度設計に関する分析では、アクター間のネットワークにおいて、ガバナンスを実現するために構築された制度が有効性を持っているかどうかにはウェイトが置かれている。特に、首長の役割などを再検討することにより、政治的アクターがガバナンスに与える影響を明らかにしている。協働型ガバナンスは「市民とその代表者が政治的決定に影響を与える能力（インプット正統性）」と「市民のニーズに対応し、広範な支持を得る方法で緊急の課題を解決する政策を創り出す能力（アウトプット正統性）」をもっているか否かで評価が行われている（Scharpf 1999; Skelcher and Torfing 2010）。ソレンセン（Eva Sørensen）とトルフィン（Jacob Torfing）の先行研究が示すように、セントフテの協働型ガバナンスのモデルには一定の有効性があり、他の地域においても類似したモデルが構築される可能性がある。

しかし、地方レベルで取り組まれる協働型ガバナンスにおいて、政府の決定が各自治体に与える影響は明らかになっていない。特に、移民や難民をめぐる問題のように、政府による決定によって政策が変化した場合、各自治体のガバナンスは影響を受けないのだろうか。デンマークの社会住宅地区は、政治家と住民が問題解決に取り組む協働の場の一つであり（Kristjansen 2020）、住宅をめぐるガバナンスを分析対象とすることは、協働型ガバナンスに対して政治的アクターが与える影響を明らかにする可能性がある。特に、移民や難民をめぐる問題として社会住宅地区のゲッター化を取り上げる場合、ガバナンスの機能不全をめぐる政府がいかなる動きをみせたのかが明らかになる。協働型ガバナンスをめぐる議論において、政府の動きをどのように捉えるかは論点の一つである。

## 2-2 デンマークの非営利住宅

デンマークにおける住宅政策の特徴の一つは、第三の立場をとる「非営利住宅（almene boliger）」の供給が積極的に進められてきた点にある（小池・西 2007:

69)<sup>5</sup>。現在、デンマークには2,852,000戸の住宅があり、民間が提供する住宅が1,960,377戸、社会住宅が564,973戸、協同組合住宅が198,389戸、公営住宅が49,228戸となっている。地方自治体（コムーネ）が供給する公営住宅は全体の2%程度であり、非営利住宅は20%程度を占める<sup>6</sup>。

デンマークでは、19世紀半ばにコペンハーゲンで急速に都市化が進むと、住宅不足や伝染病に対処すべく「社会住宅（sociale boliger）」が建設された。1933年に社会住宅の供給に関して政治的合意がなされ、1938年に大家族に対する住宅手当法が成立して以降、政府は住宅政策に取り組むことになった。20世紀前半までに公的セクターが発展しなかったことから、非営利団体が政府に先行する形で住宅を供給するようになり、「非営利住宅」が従来の「社会住宅」と同等の意味と価値をもつようになった。今日の非営利住宅協会の前身は、政府とは独立した形で、また国家が主導する福祉制度が構築される前に結成された。

20世紀に入り、民間セクターによる住宅建設が増加すると、国全体の住宅供給が過多となり、住宅建設の停止や建設業の衰退による失業者の増加を招いた。これらの問題に対して、労働組合や協同組合は、1912年にデンマークで最初の協同組合協会である「労働者共同組合住宅協会（Arbejdernes Andels-Boligforening: AAB）」を設立した。AABに類似した協同組合住宅協会が全国各地で設立されていくと、1919年には各協会の相互協力を促し、居住者の権利を守るために「デンマーク非営利住宅協会（Fællesorganisationen af almennyttige danske Boligselskaber: FO）」が設立された。FOは1972年に名称を「全国非営利住宅協会連盟（Boligselskabernes Landsforening: BL）」に変更し、現在に至っている。

非営利住宅は1930年代から建設戸数が増加し、1970年代には年間の建設戸数がピークとなった。しかし、1950年代と60年代に民間住宅の建設が急速に進む

5 デンマークの住宅政策を支えるもう一つの柱として家賃補助政策がある（小池・西2007: 69）。

6 デンマーク統計局によるデータを参照，<https://www.dst.dk/da/Statistik/emner/borgere/boligforhold/boligbestanden>（2025年5月5日閲覧）。

と、次第に非営利住宅へのニーズが減少した。その結果、オイルショックを受けた1970年代から80年代には、居住者の半数が毎年転居するなどして多くの空き家が発生した。転入者も低収入層や失業者などに偏る傾向がみられるようになった結果、非営利住宅地区へのイメージが低下していった。

1970年代以降、非営利住宅協会の主な活動は住宅供給から運営管理へとシフトしていった。非営利住宅に対して非効率的で官僚主義的な施設であるとの批判が行われると、社会福祉に根差した良質な住宅環境について研究者や政治家の間で議論が行われるようになった。居住者相互のつながりを再構築する必要性が示され、住宅地区を地域コミュニティとしてとらえ直し、居住者の質的な要求に応えることが求められるようになった。現在、デンマーク各地には、非営利住宅を供給する「非営利住宅協会」が約700組織あり、国内の約7,500の住区に約51万戸の非営利住宅を建設し、管理、運営を行っている。

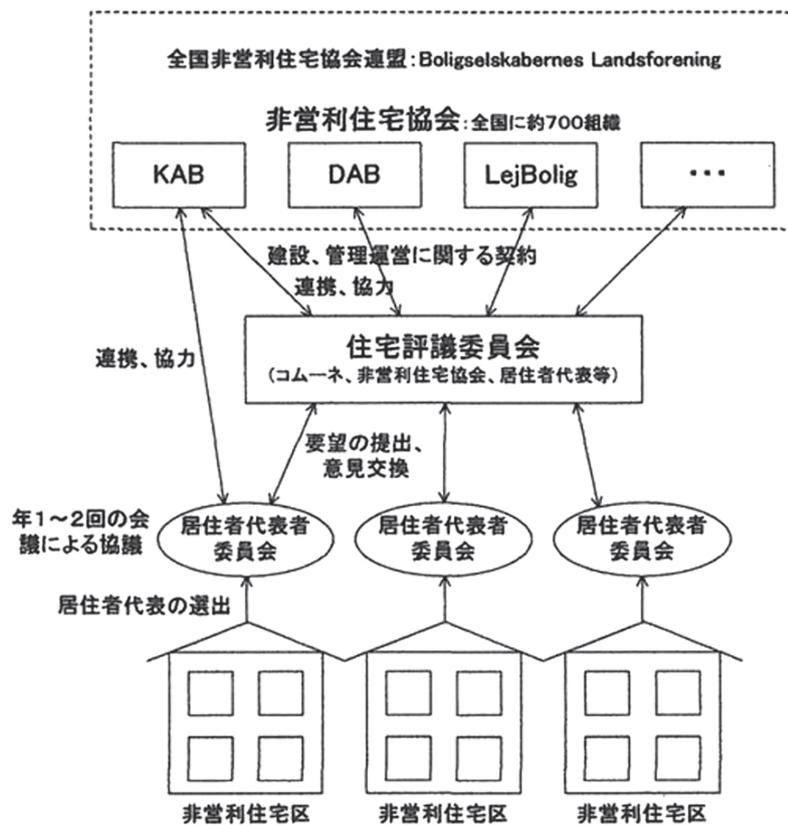


図1 社会住宅における運営の仕組み

出所：小池・西（2007: 84）。

非営利住宅協会は地方自治体との協定に基づきながら資金計画を立て、業務推進リーダーとして設計・施工を行い、入居者募集、家賃徴収、その後のメンテナンスまでを行う（松岡 2005: 119-20）。自治体は建築に要する初期費用の7%から14%を負担し、かつ無利子ローンの担保保証をするものの、住宅の建築や所有は行わない。各非営利住宅協会の理事として住民とともに運営に参加することで、地方自治体はすべての市民に住宅を供給する義務を負う。

例えば、新しく非営利住宅を建設する場合には、第一に、各自治体にある住区評議委員会が非営利住宅協会を選定し、自治体と協会の間で契約を結ぶ。住区評議委員会とは、自治体や非営利住宅協会、居住者の代表者で構成される任意団体である。住区評議委員会により選定された非営利住宅協会は住宅を建設し、入居者の募集を行う。非営利住宅のうち、法律により最低25%の住宅は住宅困窮者のための特別枠として地方自治体にキープされる（岡田 2011）。これ以外の住宅の入居の順序は先着順であり、入居希望者は非営利住宅協会へ申し込むことによってウェイティング・リストに載せられることになる。

居住者が決定すると、非営利住宅協会は家賃の徴収や建物のメンテナンスを行う。ただし、住宅や住区の細かい事柄や管理、運営の多くは居住者自身に委ねられる。住宅の修理や家賃改正、共用部分の利用法、居住環境などについて問題が起こるたびに、住人・地方自治体・非営利住宅協会の間において話し合い、改善に向かって協働していく（松岡 2005: 120）<sup>7</sup>。

住宅政策をめぐる協働型ガバナンスの背景には、行政改革による中央から地方への権限移譲がある。1970年の行政改革によって1,000以上あった協会区は275の地方自治体に統合され、2007年には自治体の数が98になった（岡田 2011）。住宅供給については、1998年に政府がそれまでの総量規制（地方への建築数の割当）を緩め、地方に大幅な決定権を委譲した。その後、各自治体が人口動態と市民

7 社会住宅の運営をめぐる理念は「テナント・デモクラシー（Beboerdemokrati）」とも呼ばれる。本稿の分析対象は社会住宅地区の運営をめぐるいかなる協働が行われているかであり、アクター間の協働がテナント・デモクラシーの理念を体現しているかどうかではない。

のニーズなどから今後必要となる非営利住宅の建設計画を独自に立てている。

さらに、2001年の総選挙では政権党の社会民主党が敗北し、中道右派連立政権への政権交代がなされた。中道右派政権は、それまでに住宅政策を担ってきた都市住宅省を4から5の小さなセクションに解体し、住宅建設部門を経済産業省の産業建設局に、その他の業務を社会省やその他の省に分離・移管した。加えて、政権交代後には住宅建設予算が大幅に削減された。政権党の自由党は以前から住宅建設行政を批判し、家賃補助のみにすべきとの主張を行っており、そのことが中央政府の住宅建設補助金支出の削減として体现されている<sup>8</sup>。

中央から地方へと権限が移譲する中で、地方政府は非営利住宅協会や住民とともに住宅をめぐるガバナンスに取り組むようになった。そのガバナンスを可能にしている要因の一つは、住民が主体となる協働の場が持続してきたことにある。社会住宅地区をめぐるガバナンスが機能しているかどうかは、これまでの協働が維持されているかどうかに関わっている。言い換えると、協働が機能不全に陥る現象が発生した場合、その現象をめぐる各アクターがいかなる動きを見せたのかによって、ガバナンスが維持されるかどうか変化する可能性がある。

### 3 社会住宅地区のゲッター化

#### 3-1 政府によるゲッター・リストの発表

ゲッター化が進んだ背景のひとつとして、移民の受け入れに対する厳格化が挙げられる。デンマークでは1952年に初めて移民・難民政策が策定された。当初の規定は非常に緩やかで、移民による居住許可や就労許可の取得も容易であったため、1960年代には製造業を中心として「労働移民」の数が増加した。1970年代に入り不況と失業率の増加が進むと、政府は外国人労働者の就労許可

8 中道右派政権は2004年7月から非営利住宅5,000戸を売却するプログラムに着手した。しかし、住宅の売却を認める各地区の理事会の数は限定的なものであり、BLからの反対運動も見られた。

の発行を停止し、移民の受け入れに制限をかけるようになった。1983年には出入国管理法が改正され、難民手続きの厳格化や外国人の出入国管理の強化が図られた。

しかし、国内の移民の数は減少せず、むしろ増加していった。移民の2世・3世が家族を外国から呼び寄せるとともに、1980年代には中東情勢の不安定化を背景に、難民保護のための居住許可証の発行が増加した。その結果、国内における移民や難民の存在がメディアで取り上げられるようになり、特に、公的扶助や失業保険を受け取りながら生活している移民に対しては批判的な視線が向けられるようになった。この時期以降、移民が集中する社会住宅地区は「ゲッター」と呼ばれるようになっていった。

「ゲッター」という言葉が政治的議論や公式の政策文書で使用されるようになったのは1990年代である（Seemann 2021）。政府は1993年9月に都市委員会（Byudvalg）を選定し、移民の居住率が高い社会住宅地区のための計画を発表した。委員会は、言語的かつ社会経済的な統合の問題への対応として、教育に焦点を絞った取り組みを策定した。この計画は1994年から1998年まで実施されたものの、他の計画との協力が不足していたほか、教育の分野以外を対象とした計画の必要性も明らかになった。2000年に政府は「ゲッター化」に対抗するための財源を増やすとともに、住宅部門に対する公的補助の立法措置を行った。政府の主要な目的は、バランスの取れた住民構成を実現することであり、賃金労働者や学生などの特定のグループに優遇措置を与えるなど、柔軟な賃貸規則の導入を試みた。

2001年に極右政党のデンマーク国民党が支える中道右派連立政権が誕生すると、政府は移民に対して、居住権および市民権獲得の厳格化を課し、デンマーク社会への同化を求めるようになった。2004年、フォー・ラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）首相は新年の演説でゲッター対策のための包括的計画を発表した。彼はゲッターを移民と密接に結びつけ、長年にわたる移民政策の失敗によってゲッターが形成されたと訴えた。

同年5月には、政府が最初の包括的な戦略文書（『ゲッター化に対する政府の戦

略』)を公表し、ゲッターの発生を防ぐための一連の対策を提示した。この文書ではデンマーク全土で8つの地域がゲッターとして特定された。ゲッターとなる指標としては①社会保障給付を受ける成人居住者の割合、②教育水準、③社会住宅の数、④域内の移動パターン、⑤投資のレベルが挙げられた。

政府にとって、ゲッター化の主要な問題の一つは失業率の高さであるとともに、デンマーク的価値観の欠如によって失業が生み出されていることであった。ゲッター対策の焦点は、非西欧系の住民が「デンマークの価値観」に触れることによって、バランスのとれた住民構成を各地域において実現する点にあった。2004年の戦略文書では社会住宅の割り当てに関しても言及されており、政府は地方自治体に対して、住宅を個人に割り当てる際に地域の特性を考慮するように求めた。また、非営利住宅協会に対しては、雇用、教育、収入などの基準に基づく「柔軟な賃貸」を活用しながら、社会住宅における住民の構成をより積極的に調整することを求めた<sup>9</sup>。

2010年10月、政府は新たな戦略(『ゲッターの社会復帰：デンマークにおける並行社会への対応』)を公表した。2010年の戦略文書ではゲッターの明確な定義が示され、この定義に基づきながら、政府は毎年「非営利住宅の脆弱地域リスト(ゲッター・リスト)」を公表することとなった。リストは社会住宅を対象としたものであり、住民数が1,000人以上の地域にのみ適用されている。2004年の計画では8箇所の地域がゲッターに指定されたが、新たなリストでは29箇所の地域が指定された。

2004年の戦略文書との最も大きな変更点は、ゲッターの定義に「非西欧系移民とその子孫」の居住率が新たな指標として加えられたことである。2010年の戦略文書には「公的福祉の受動的な受給からの脱却」という章が設けられ、ゲッターが社会経済的な問題であるだけでなく、民族的・文化的な問題である

9 戦略文書はゲッター地域の補助金付き住宅に対する新たな割当権限を導入することも提案しており、自治体と非営利住宅組合は、その地区への入居が地域の困難性を増大させると判断した場合、すでに公営住宅の待機者となっている生活保護受給者の入居を拒否することができる。

ことも示された。文書の中では教育に関する言及も行われており、ゲッターにおけるバイリンガルの子供に対してはデンマーク語教育の徹底が求められ、両親が従わない場合には、自治体が児童手当を削減する方針が示された。

表1 ゲッター・リストの基準<sup>10</sup>

	2010年	2013年	2018年
基準1：失業率	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。
基準2：犯罪者の割合	18歳以上の受刑者数が2.7%以上。	18歳以上の受刑者数が2.7%以上。	15歳以上の受刑者数が過去2年間の全国平均(2018年は2.2%)の3倍以上。
基準3：言語教育の未修了者の割合		基礎教育しか受けていない30-59歳の住民割合が同年齢層の住民全体の50%以上。	基礎教育しか受けていない30-59歳の住民割合が同年齢層の住民全体の60%以上。
基準4：平均収入		15-64歳の納税者の平均総所得が、教育を受ける人を除いて、地域の同グループの平均総所得の55%未満。	15-64歳の納税者の平均総所得が、教育を受ける人を除いて、地域の同グループの平均総所得の55%未満。
基準5：非西欧系移民の割合	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。

出所：Lundsteen（2023）をもとに筆者作成。

2011年に社会民主党政権が発足すると、政府は前政権のゲッターの基準に異議を唱え、公式文書から「ゲッター」という用語を削除することを検討した。2013年5月、政府は新たな戦略文書（『脆弱な住宅地域：次のステップ、強化されたイニシアチブに向けた政府戦略』）を発表し、ゲッターの基準として収入と教育に関する指標を新たに加えた。ゲッターとなる地域は、1,000人の住民を抱える居住地域のうち、5つのゲッター基準のうち3つを満たす必要がある。ただし、戦略文書では、ゲッターが社会全体に対する脅威であることが依然として

10 網掛けは基準の変更箇所を示している。

強調されている。社会民主党政権は、前政権のゲッター戦略から距離を置こうとしたものの、ゲッターの定義を変更する以外に大きな変化は見られなかった。

2015年の総選挙で政権交代が起きると、中道右派政権は2018年に新たなゲッター対策を発表した。ルケ・ラスムセン (Lars Løkke Rasmussen) 首相は「ゲッターパッケージ」計画 (『並行社会のないデンマーク：2030年までにゲッターをなくす』) を打ち出し、「パラレル社会」の理念に基づく新たな政策措置を導入した。新たな計画ではゲッターの定義が再び変更されるとともに、社会住宅は①脆弱地域、②ゲッター地域、③ハード・ゲッター地域に分類されるようになった。

脆弱地域は、住民1,000人以上の社会住宅のうち、①失業率、②犯罪者の割合、③言語教育の未修了者の割合、④平均収入の4つの基準のうち2つを満たした地域を指す。ゲッター地域は、脆弱地域の基準を満たした地域のうち、非西欧系諸国からの移民やその子孫が50%以上となる地域のことを指す。4年以上ゲッター・リストに載った地域はハード・ゲッターとみなされる。

計画に基づいて新たに採択された措置は、以前の取り組みよりもはるかに広範囲に及ぶものであった。例えば、脆弱地域においてバランスのとれた住民構成を実現するために、自治体が当該地域の社会住宅に生活保護受給者を割り当てることを禁止する一方、もう一方では賃金労働者や学生に対する優遇措置を導入する義務を定めた。ハード・ゲッター地域に関しては、非営利住宅協会が社会保障の受給者をウェイティング・リストから除外する義務を負うこととなった。2018年の戦略文書では、自治体と非営利住宅協会に対して、これまでの戦略文書で示されてきたゲッター対策の利用が義務付けられた。

また、新たなゲッター対策は、ゲッター地域の物理的な再編にも重点を置いていた。「ハード・ゲッター」に指定された地域の非営利住宅協会に対しては、2030年までに社会住宅の割合を40%にまで減らすための包括的な計画を提示することが求められる。社会住宅数の削減は、既存住宅の売却や取り壊し、新規の企業や政府の事業者の誘致を通じて実現される。実行可能な計画が策定されなかった場合、政府は問題の住宅を接收し、民営化するか取り壊すことになる。

さらに、生後12ヶ月以上のすべての子供をデンマーク語の保育施設に登録する義務が両親に課され、従わない場合は給付金が減額される制裁措置がとられた。この規則はデンマーク全土ではなく脆弱地域にのみ適用される。2018年の戦略文書で提案された措置のうち、ゲットー地域に移住した人々への社会保障費の削減という措置を除いて、ほぼすべてが法律として採択された。

社会住宅をゲットーとみなす基準において、決定的な要因は民族や人種である（Lundsteen 2023）。2018年の戦略文書では特に、脆弱地域とゲットー地域の違いとして非西欧系移民の割合が指標となっている。ハード・ゲットー地域に指定された場合には、全体の住宅に占める社会住宅の割合を引き下げするために、開発計画の提案が義務付けられ、場合によっては既存の社会住宅が取り壊される。社会住宅地区がゲットーから脱するためには、住民の失業率や犯罪率などを改善するほかに、住民の数を少なくすることが求められる。

ゲットー・リストの公開は、2019年の総選挙で中道左派政権が発足して以降も継続して行われている。非営利全国組織（BL）は、中道左派政権が進める「ゲットーパッケージ」に対して批判的な姿勢をとっており、社会統合という名目のもと、非西欧系移民を社会住宅地区から追い出すことへの懸念を示してきた（倉地 2021）。移民の割合が高い社会住宅地区においては、住民からも立ち退きに対する反対の声があがっている。特に、コペンハーゲン市のミョルナーパーケン地区では、物理的な開発計画が進む中で、訴訟問題にまで発展するほど住民と自治体との間に対立がみられた。

### 3-2 コペンハーゲン市ミョルナーパーケン地区

コペンハーゲン市の人口は2024年1月1日時点で659,352人である<sup>11</sup>。他の自治体と比較すると人口の増加率は二番目に高く、コペンハーゲン市のすべての地区で人口が増加している。さらに、コペンハーゲン市民の28%が移民もしくは

11 コペンハーゲン市の2024年のレポートを参照、<https://www.kk.dk/om-kommunen/fakta-og-statistik/noegletalsanalyser>（2025年5月12日閲覧）。

は移民の子孫であり，16.5%が非西欧諸国の背景をもっている。

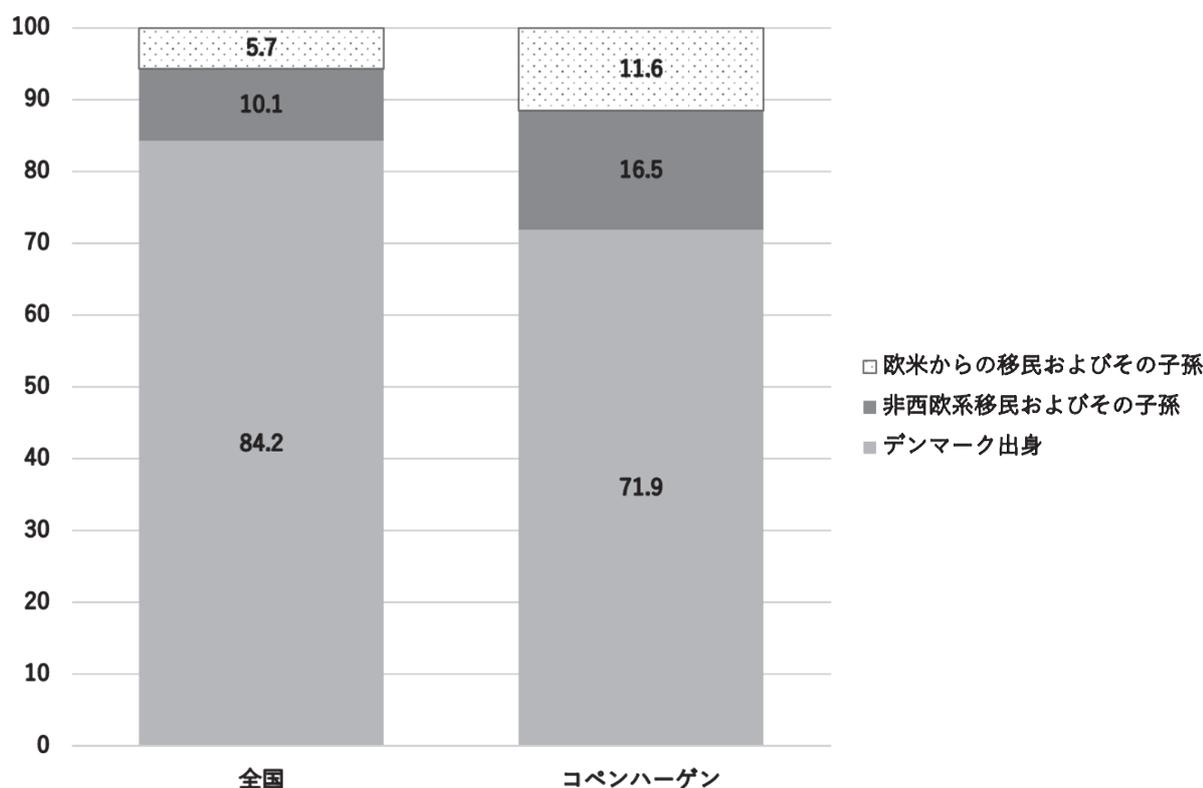


図2 2024年1月1日時点のコペンハーゲン市および全国の祖先別人口出所：Status på København 2024をもとに筆者作成。

コペンハーゲンでは近年の人口増加により，他の地域に比べて住宅価格が非常に高くなっている。そのため，自治体は，社会住宅の建設を促進し，学生向け住宅の増設に取り組んでいる。2024年時点において，コペンハーゲンにある住宅のうち，22%が個人所有，30%が賃貸契約，28%が個人協同住宅<sup>12</sup>，1%が公営住宅であり，残りの19%が社会住宅である。社会住宅は2014年に60,250戸であったのが，2024年には65,460戸へと増加している。

12 個人協同住宅（andelsboliger）は建築費を共有する住宅形態である。

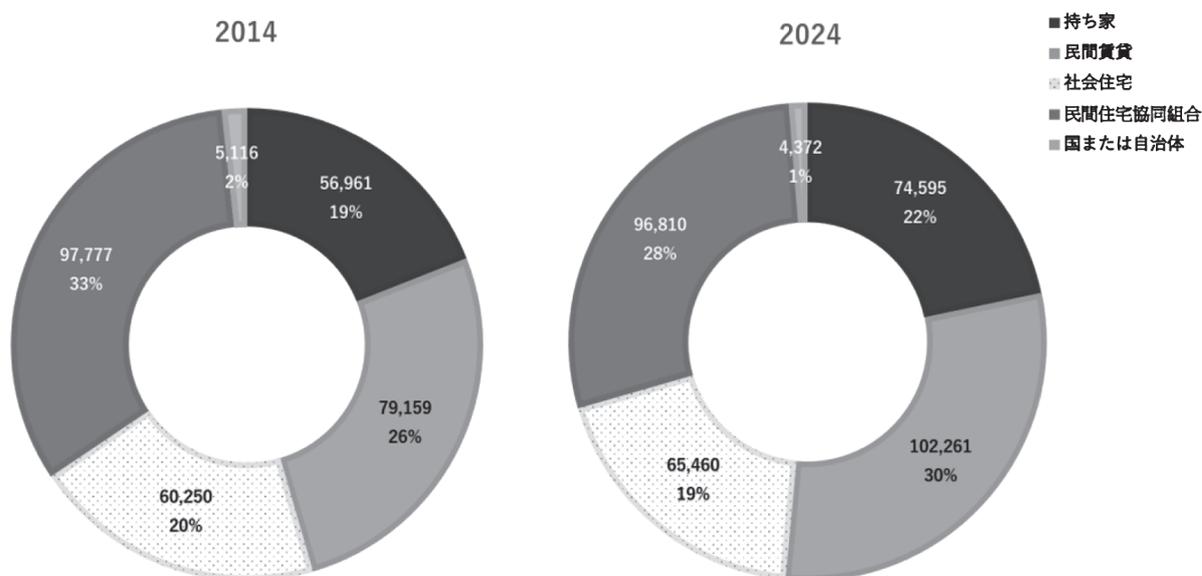


図3 2014年と2024年の所有形態別の住宅総数<sup>13</sup>

出所：Status på København 2024をもとに筆者作成。

コペンハーゲン市にある社会住宅のうち、2018年に発表されたゲッター・リストには11の地区が掲載された。それらのうち最も非西欧系移民の居住率が高い地域はミヨルナーパーケンである。ミヨルナーパーケン地区は1987年に設立され、コペンハーゲン市のノアブロ（Nørrebro）地区に位置し<sup>14</sup>、非営利住宅協会ボビータ（Bo-Vita）によって運営されている。1993年の時点における非西欧系移民の割合は64%であったが、2003年には91%へと増加した<sup>15</sup>。2023年になるとその割合は86.7%に減少しているが、住民の多くが異なる民族的もしくは宗教的背景をもっている。

ミヨルナーパーケン地区に対しては、2000年代から犯罪率の高さが指摘されており、2005年にはデンマークの社会住宅地区の中で最も初期の段階から防犯のための監視カメラが設置された。2015年に発生した銃乱射事件の犯人がこの

13 住宅総数には新築，合併，アパート等の取り壊しが含まれている。

14 コペンハーゲン市は2007年以降10の地域（Bydele）に区分されている。

15 「2003年1月1日時点における，特定された脆弱な居住地域および全国における移民およびその子孫とデンマーク人の割合分布の推移」を参照，[https://web.archive.org/web/20110622190639/https://www.nyidanmark.dk/bibliotek/statistik/aarbog\\_om\\_udlaendinge/2004/aarbog\\_udlaendinge\\_04/html/chapter06.htm](https://web.archive.org/web/20110622190639/https://www.nyidanmark.dk/bibliotek/statistik/aarbog_om_udlaendinge/2004/aarbog_udlaendinge_04/html/chapter06.htm) (2025年5月11日閲覧)。

地区の出身者であったことなどから、移民の2世3世の社会的孤立感が社会問題と結びついていることを指摘する見方もある（加藤・水島・嶋内 2019: 171）。2017年には巡回中の警察官がギャングによって銃撃されており、ギャング同士の抗争が住民の安全を脅かしているとの声も聞かれた。

2010年に政府が発表したゲッター・リストによると、当時のミヨルナーパーケン地区の失業率が52.8%、犯罪率が3.3%、非西欧系諸国からの移民の居住率が89.9%であり、全ての項目でゲッターの基準を満たしていた。政府の発表を受けて、コペンハーゲン市とボビータは包括的な開発計画に取り組むこととなった。自治体は2014年に開発計画（『恵まれない地域のための政策と自治体計画戦略』）を発表し、自治体が非営利住宅協会とともに社会住宅地区の環境改善に取り組む姿勢を示した。失業者による住宅へのアクセスを保護するために、自治体は新規開発地域における社会住宅の割合を少なくとも20%確保し、非営利住宅協会が住宅を購入・建設できるよう支援を強化する政治的目標を設定した。

さらに、2015年には、コペンハーゲン市とボビータによって、ミヨルナーパークンの具体的な開発計画である「総合計画」が発表された。計画には大きく三つの目標があり、①住宅の水準向上（老朽化が進んだ住宅のリノベーション）、②安全で安心な環境の創出（住宅の出入り口の改築、公園や一階の出入り口のフロアでの公共空間の創出）、③住宅地と周辺地域との融合（ビジネスのための賃貸スペースの提供、高齢者向けのデイケアセンターの設置）に向けて地区の開発が行われることになった。

総合計画には地域住民の参加を促進する意図もあった。デンマークの各都市における再開発計画の作成や実施において、特にコペンハーゲンでは住民の参加が重視されてきた（小池・西 2007）。自治体によるトップダウン型の住宅環境の整備に対しては、住民側から激しい反発を招くことも多く、特に、多数の移民や難民、学生や低所得者層が集住していた地域では激しい社会運動が行われてきた。そのため、ミヨルナーパーケン地区の開発に関しても、自治体と住民との間での議論を経た上で決定することが重要であった。

この計画に対して、住民の89%が総合計画に賛成票を投じた。当時、住民からは、ミョルナーパーケンに対して以前よりも肯定的な評価が与えられるようになったとの声が聞かれた<sup>16</sup>。ミョルナーパーケン地区で長年生活をしてきた住民たちにとって、住宅環境が改善されていることは確かであり、総合計画によってさらにその動きが加速することへの期待が存在していた。ただし、住民側には開発計画が長期化し、自治体や非営利住宅協会による地区への関与が拡大することへの危惧もあった。住民たちは今回の計画の期限が5年間であることを強調し、その期間内に計画が「完全に」達成されることを自治体に対して求めた。総合計画をめぐる住民の声からは、住宅環境の改善は住民を中心とした自律的なものでなければならず、開発計画などの地区の外からの関与は限定的であるべきとの訴えが行われていた。

2017年、コペンハーゲン市は2025年までの解決を目標とする「脆弱な都市地域に対する政策」を発表し、ミョルナーパーケン地区では「住宅・社会計画（2017-2021）」が開始された。この計画では、自治体が目標の達成のために、非営利住宅協会と対等な立場で計画に取り組むことを表明している。具体的な取り組みとしては、若年層の犯罪防止、教育と雇用水準の向上、自治体の子育て支援サービスの強化などが挙げられていた。

2018年に政府が新たなゲッターの基準を発表すると、ミョルナーパーケン地区はハード・ゲッターに指定された<sup>17</sup>。コペンハーゲン市はボビータとともに、ミョルナーパーケン地区の開発計画を運輸省（Transport-, Bygnings- og Boligministeriet）に提出することとなり、2030年までに地区内の社会住宅を最大40%まで削減しなければならなくなった。

2019年にボビータとコペンハーゲン市は開発計画を作成した。政府が課した

---

16 Carolina Kamil, 'Mjølnerparken: "Vi vil ikke have mere hjælp",' *Berlingske*, February 18, 2016, <https://www.berlingske.dk/samfund/mjoelnerparken-vi-vil-ikke-have-mere-hjaelp> (2025年5月19日閲覧)。

17 コペンハーゲン市の議事録 (*Udviklingsplan for Mjølnerparken, Nørrebro*) を参照, <https://www.kk.dk/dagsordener-og-referater/Teknik-%20og-%20Milj%C3%B8udvalget/m%C3%B8de-27052019/referat/punkt-18> (2025年5月12日閲覧)。

新たな要件を満たすために、ミヨルナーパーケン地区の開発計画は主に2段階に分かれており、第一段階では2015年に採択された総合計画を実施する。総合計画の実施後、第二段階として社会住宅の割合を削減する開発計画が行われ、少なくとも221戸の住宅が減少することとなる。

ミヨルナーパーケン地区は4つのブロック（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）で構成されており、開発計画に基づいて販売される住宅はブロックⅡとⅢが対象となる。総合計画によって二つのブロックには228戸の住宅が建設される予定であることから、221戸の住宅を削減する法的要件に最も近いブロックの組み合わせとなる。

開発計画が発表された後、コペンハーゲン市は運輸省に対して開発計画に関する現状報告書を毎年提出した。2020年の報告書では、総合計画の予定、売買契約に関する購入者との交渉、計画の調整についてまとめられ、2021年の報告書では、建設プロジェクトの入札、業者の選定について述べられている。2022年からは提出先が社会住宅省（Social- og Boligministeriet）の下にある社会住宅庁（Social- og Boligstyrelsen）に変更され、総合計画に基づく工事が開始したことについて報告が行われた。

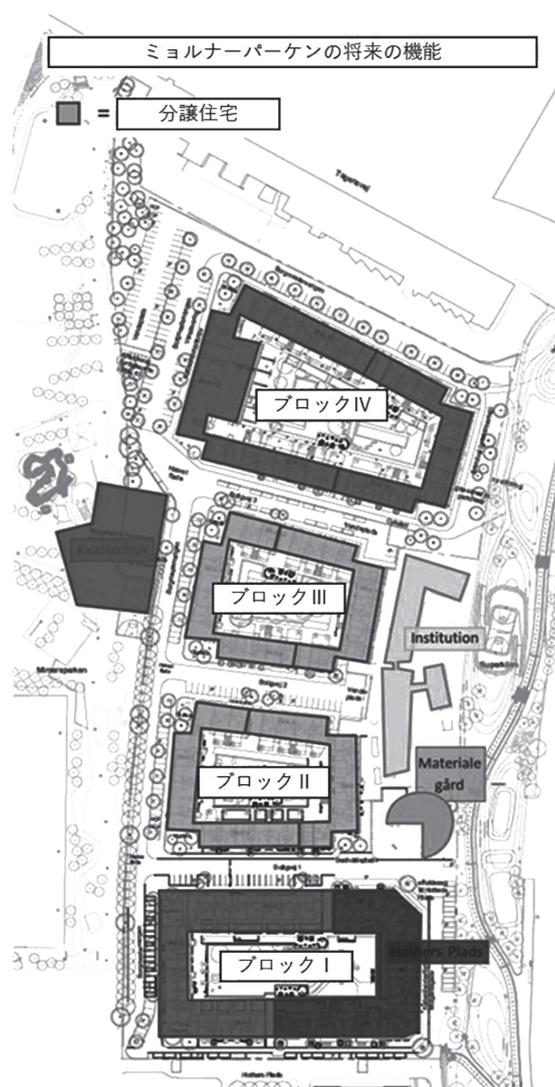


図4 ミヨルナーパーケン地区の4ブロック

出所：コペンハーゲン市の議事録（*Udviklingsplan for Mjølnerparken, Nørrebro*）の付録3（「ミヨルナーパーケンの将来の機能」）をもとに筆者作成。

住民の間にはミヨルナーパーケン地区から強制的に追い出されることへの危惧が見られ、一部の住民はコペンハーゲン市とボビータの決定に抗議した。2021年4月22日には地元紙（*Mit Nørrebro*）がミヨルナーパーケン地区の改修と開発について報じた。ニュースの内容は主に開発計画をめぐる訴訟や政治的対立であり、住民の一部から住宅の半数を売却する開発計画に対して反対が起こっていることを伝えた。

ただし、報道の中ではボビータが8年にわたって開発計画に取り組んでいる

ことも述べられており、建設業者が決定したことによって、さらに計画が進んでいることも付け加えられている。ポビータは、住民に対する説明の機会を設けながら開発計画を進めた。ポビータによる2019年12月のニュースレターでは、ミヨルナーパーケン地区の改修と開発に関する説明会に100人以上の住民が参加したことが述べられている。説明会では住民からさまざまな質問があり、ポビータ側の反応としては、我々が開発計画に賛成しているわけではなく、ゲットー法における政府の要求に対して解決策を示していると主張した。

2020年10月のニュースレターでは、販売プロセスや再入居の手続きがポビータとコペンハーゲン市の間で決定し、運輸省も開発計画を承認したことを住民に伝えている。ポビータ側の姿勢としては、議会での決定に従うことには拘束力があることから、住民にとって、承認された開発計画に従う以外に選択肢はないというものであった。ニュースレターでは、適切な再入居プログラムを実施するために協力するよう住民に対して呼びかけている。

2021年5月12日にポビータは建設業者のCASAとミヨルナーパーケン地区の改修に関する契約を結び、10月にはコペンハーゲン市議会で予算が採択され、改修工事が始まった。12月には、ポビータが不動産会社(NREPとIndustriens Pension)と住宅の購入契約を結び、260戸のアパートの所有権と賃貸権が不動産会社へと引き継がれた。住民からは住宅の売却に対して批判の声があがり、法的根拠が合法的であるかどうかかが明確になるまで売却を待つべきであるとの主張も行われた<sup>18</sup>。ポビータはこの時点で、数名の住民が起こした訴訟と我々は関係がないことを訴えており、住宅の売却がコペンハーゲン市と運輸省によって承認されていることを強調した。

2022年6月2日にはコペンハーゲン市議会がミヨルナーパーケンのブロックIIとIIIの売却を承認した。住宅の撤去作業は6月13日から始まったが、同日には少数の人々がゲットー法に基づく取り壊しを阻止するためにミヨルナーパー

---

18 'Beboere i Mjølnerparken vil have salg af boliger suspendered,' *Berlingske*, December 22, 2021, <https://www.berlingske.dk/danmark/beboere-i-mjoelnerparken-vil-have-salg-af-boliger-suspenderet> (2025年5月19日閲覧)。

ケン地区の一部を占拠した<sup>19</sup>。ボビータはこの占拠に対して、我々が人種差別的な見解や行動を支持していないことを訴えたうえで、ブロックⅡとⅢの売却は理事会でも承認されており、コペンハーゲン市議会も売却を承認したことを述べた。

ボビータによれば、ミヨルナーパーケン地区の再開発は基本計画に基づいて行われており、この計画はそもそも2015年に開催された理事会で出席した住民の89%によって採択されたものである。また、ゲッター法（並行社会法）はデンマーク議会において80%の賛成多数で可決されたのであり、開発計画も法律に従ったものでもある。占拠活動に対して、ボビータは、開発計画の決定が自治体や政府のみならず、住民によるものでもあることを強調した。

表2 ミヨルナーパーケン地区のゲッター化指標の変遷（2018-2023）<sup>20</sup>

	居住者数 (1,000+)	労働市場外 (>40%)	非西欧 (>50%)	受刑者数 ※(各年の基準値(%))	基礎教育のみ (>60%)	平均所得 (<55%)
2018年	1,694	41.9	82.6	2.16 (>1.98)	77.4	49.9
2019年	1,659	38	80.5	2.02 (>2.03)	75.2	49.6
2020年	1,493	36.1	83.2	2.34 (>2.27)	74.5	48.3
2021年	1,429	36.6	80.5	2.69 (>2.35)	71.5	49.2
2022年	1,225	37.8	83	2.39 (>2.18)	70.6	47.9
2023年	966	39.3	86.7	2.11 (>2.05)	74.6	47

出所：社会住宅省のレポートをもとに筆者作成。

19 Christina Toustrup Eriksen, 'Hundredvis demonstrerede mod nedrivning af "limen i Mjølnerparken",' *Berlingske*, June 15, 2022, <https://www.berlingske.dk/metropol/hundredvis-demonstrerede-mod-nedrivning-af-limen-i-mjoelnerparken> (2025年5月19日閲覧)。

20 網掛けはゲッター化の基準を満たしていることを意味する。

ミヨルナーパーケン地区は2023年のゲッター・リストから削除された。ハード・ゲッター地域のうち、リストから外れた地域は2024年の時点で9箇所ある。ミヨルナーパーケン地区と他の地域との違いは、社会住宅地区の人数が1,000人以下になったことによってリストから外れたことにある。居住者数が減少したことは、開発計画を進める上で物理的な地区の整備が行われたことを示している。ミヨルナーパーケン地区では、社会住宅から一部の人びとを立ち退かせることによって、ゲッター化の問題を解決しようとした。

ボビータは現在、ミヨルナーパーケン地区から移転することになった住民の追跡調査を行っている<sup>21</sup>。開発計画が実施される過程では、住民からは反対の声があがった。ボビータにとっても、今回の計画は前例のないものであり、政府が示した判断を解釈しながら計画に取り組んだ。住民に対してボビータは説明の機会を設け、計画についての決定には住民も参加していたことを度々強調した。計画は撤回されることなく、着実に進められた。

ミヨルナーパーケン地区のゲッター対策から明らかな点は、協働の伝統を表すデンマークの住宅政策において、政府の影響力が一定程度存在していることである。もちろん、政府の影響力はトップダウン型のものではなく、コペンハーゲン市とボビータが住民とのコミュニケーションを行う中で表れているものであった。政府による決定は開発計画において達成すべき目標を規定するが、ガバナンスが機能するかどうかは地方自治体や非営利住宅協会の対応にある。社会住宅地区をめぐるゲッター化の問題は、協働型ガバナンスにおける政府の立ち位置の一つを示している。

#### 4 政府は協働を後押しするのか

本稿は、デンマークの住宅政策における移民や難民の問題に着目することに

---

21 ボビータのHPにある「ミヨルナーパーケンがゲッター・リストから脱却した道」を参照、<https://mjolnerparken.dk/mjoelnerparkens-vej-vaek-fra-ghettolisten/> (2025年5月12日閲覧)。

より、協働型ガバナンスに対して政府による決定がいかなる影響を与えているのかを明らかにした。協働型ガバナンスは、ゲッター化のような複雑な問題を解決する手段の一つであり、デンマークでは各自治体で協働を実現するための様々な制度設計が試みられてきた。協働の場は決して自然に出来上がるものではなく、慎重な取り組みが求められる場である。

社会住宅地区のガバナンスに関しては、住民、非営利住宅協会、地方自治体間における協働をいかに実現するかが論点となってきた。社会住宅の運営は主に非営利住宅協会によって行われるが、地方自治体との間では開発計画についての決定が行われ、住民との間では住宅環境の改善のために議論を重ねることが求められる。デンマークの社会住宅地区は、住民が主体となって協働を実践する場を表している。

しかし、1970年代から1990年代にかけて移民や難民の集住が進展すると、移民・難民に対する待遇の厳格化が政府によって行われるとともに、社会住宅の運営に関しても再検討されるようになった。政府は2004年にはじめてゲッター化に対する戦略文書を発表し、2010年にはゲッターの定義に「非西欧系移民とその子孫」を新たな指標として加えた。2013年にはゲッターの地域となる基準が3つから5つとなり、2018年の戦略文書ではゲッターの定義として民族や人種が強調され、対象地域の区分も脆弱地域、ゲッター地域、ハード・ゲッター地域となった。

ゲッター・リストに掲載された社会住宅地区に対しては、開発計画の実施が義務化された。住民における移民・難民の割合が特に高いミヨルナーパーケン地区では、コペンハーゲン市と非営利住宅協会ボビータの間で開発計画が決定された。開発計画に対しては、一部の住民から異議申し立てが行われながらも、計画は継続された。ボビータは住民への情報発信を積極的に行い、住民からの不満に応える姿勢を示す中で、開発計画の決定が自治体や政府のみならず、住民が参加する中で行われたことを訴え続けた。開発計画が進んだ結果、ミヨルナーパーケン地区の居住者数が1,000人以下となり、2023年のゲッター・リストからこの地区は外れることとなった。

ミヨルナーパーケン地区の開発計画において、政府が発表したゲッター・リストは達成すべき目標の基準を規定しており、計画が継続したことを踏まえると、政府による決定は社会住宅地区のガバナンスに影響を与えているとみなすことができるだろう。ただし、政府による影響は、地方自治体と非営利住宅協会によって間接的に生じるものであり、それぞれのアクターの動きを政府が規定するものではない。移民や難民をめぐる住宅政策によって明らかになる点は、協働型ガバナンスをメタ的な立場からコントロールする政府の存在である。

しかし、政府によるゲッター・リストの発表は、アクター間の協働を後押ししたのであるだろうか。本稿は、政府の決定に着目したことにより、社会住宅地区のガバナンスに対して政府が与えた影響を明らかにしたものの、その結果、アクター間における協働関係に変化が生じたのかどうかまでは明らかになっていない。デンマークの住宅政策において、協働型ガバナンスが一定程度機能してきたことを前提とする場合、ゲッター化に対する政府の行動は、これまでのガバナンスに影響を与えるものであったのだろうか。今後の課題としては、ゲッター化が社会住宅地区のガバナンスに変化をもたらしているのかどうかを示すとともに、変化が見られた場合には、その変化に政府がどのように関わっているのかを明らかにすることが求められる。

〔謝辞〕本稿は、日本公共政策学会2025年度研究大会（2025年6月14・15日に金沢歌劇座で開催）における「自由公募セッションⅢ」に提出した論文「デンマークの社会住宅地区における協働型ガバナンス」をもとにしたものである。当日の司会・討論の先生方をはじめ、セッション出席者からの貴重なコメントに対して、厚く御礼を申し上げたい。

#### （参考文献）

##### （日本語文献）

- 石黒暢（2017）「高齢者介護のガバナンス：デンマークのウェルフェア・テクノロジー  
施作からの検討」『IDUN：北欧研究』第22巻，195-222頁。
- 岡田徹太郎（2011）「デンマーク住宅政策の現状と課題：新自由主義の圧力と社会民主

- 主義型福祉国家」『香川大学経済学部研究年報』第51号, 163-189頁。
- 加藤壮一郎 (2016) 「デンマーク・積極的労働市場政策における雇用政策・社会政策ガバナンスの一元化の過程：地域調整委員会から地域雇用協議会までの展開を中心に」『公共研究』第12巻第1号, 91-148頁。
- 加藤壮一郎・水島治郎・嶋内健 (2019) 「デンマーク・社会住宅地区におけるゲッターゼーション：社会住宅地区への複合的な政策アプローチの変遷と現状」『住総研研究論文集・実践研究報告集』第45巻, 165-176頁。
- 倉地真太郎 (2021) 「デンマークの『みんなの家』とは何か？：社会住宅の意義と課題に着目して」『生活協同組合研究』第545巻, 33-41頁。
- 小池直人・西英子 (2007) 『福祉国家デンマークのまちづくり：共同市民の生活空間』かもがわ出版。
- 鈴木優美 (2010) 『デンマークの光と影：福祉社会とネオリベラリズム』リベルタ出版。
- 鈴木優美 (2024) 「41 増加する国内の移民・難民とその政治的背景：国際社会への責任と実情」村井誠人編『デンマークを知るための70章【第2版】』明石書店, 220-223頁。
- 馬場麻衣・桜井康宏 (2010) 「デンマークの非営利住宅組織の管理運営実態：非営利住宅組織・管理法人・管理人の相互関係」『住宅系研究報告会論文集』第5巻, 27-34頁。
- 福森憲一郎 (2025) 「『コントロール』概念に基づくガバナンス論の再検討」『法学紀要』第66巻, 113-134頁。
- 松岡洋子 (2005) 『デンマークの高齢者福祉と地域居住：最期まで住み切る住宅力・ケア力・地域力』新評論。

#### (外国語文献)

- Damgaard, Bodil and Jacob Torfing (2010) 'Network Governance of Active Employment Policy: The Danish Experience,' *Journal of European Social Policy*, Vol. 20, Issue 3, pp. 248-262.
- Emerson, Kirk and Tina Nabatchi (2015) *Collaborative Governance Regimes*, Washington: Georgetown University Press.
- Kristjansen, Elizabeth Toft (2020) 'Design Matters: Tensions between Democratic Quality and Productive Collaboration,' *The Innovation Journal: The Public Sector Innovation Journal*, Vol. 25, Issue 3, pp. 1-24.
- Lundsteen, Martin (2023) 'Displacing the Other to Unite the Nation: The Parallel Society Legislation in Denmark,' *European Urban and Regional Studies*, Vol. 30, Issue 3, pp. 261-281.
- Scharpf, Fritz W. (1999) *Governing in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Seemann, Anika (2021) 'The Danish 'Ghetto Initiatives' and the Changing Nature of Social Citizenship, 2004–2018,' *Critical Social Policy*, Vol. 41, Issue 4, pp. 586-605.
- Skelcher, Chris and Jacob Torfing (2010) 'Improving Democratic Governance through Institutional Design,' *Regulation and Governance*, Vol. 4, Issue 1, pp. 71-91.

- Smith, Graham (2009) *Democratic Innovations: Designing Institutions for Citizen Participation*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sørensen, Eva, John Bryson and Barbara Crosby (2021) 'How Public Leaders Can Promote Public Value through Co-creation,' *Policy & Politics*, Vol. 49, Issue 2, pp. 267-286.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2018) 'Designing Institutional Platforms and Arenas for Interactive Political Leadership,' *Public Management Review*, Vol. 21, Issue 10, pp. 1443-1463.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2019) 'Towards Robust Hybrid Democracy in Scandinavian Municipalities?,' *Scandinavian Political Studies*, Vol. 42, Issue 1, pp. 25-49.